

川崎市介護保険特例居宅介護サービス費等の支給に関する要綱

平成13年4月27日

13川健介保第75号

健康福祉局長専決

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）

第42条に規定する特例居宅介護サービス費及び第54条に規定する特例介護予防サービス費並びに第49条に規定する特例施設介護サービス費並びに第51条の4に規定する特例特定入所者介護サービス費及び第61条の4に規定する特例特定入所者介護予防サービス費並びに第42条の3に規定する特例地域密着型サービス費及び第54条の3に規定する特例地域密着型介護予防サービス費の支給について、他に定めがあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱で使用する用語の意義は、法で使用する用語の例による。

(特例居宅介護サービス費等の支給)

第3条 区長は、次の各号に掲げる場合には、法第42条第1項第1号若しくは第4号又は法第54条第1項第1号若しくは第4号の規定により、居宅要介護被保険者又は居宅要支援被保険者（以下「居宅要介護被保険者等」という。）に対し、特例居宅介護サービス費又は特例介護予防サービス費（以下「特例居宅介護サービス費等」という。）を支給するものとする。

- (1) 居宅要介護被保険者等が、緊急の理由により、要介護認定又は要支援認定（以下「要介護認定等」という。）の申請を行う前に、指定居宅サービス又は基準該当居宅サービス（以下「居宅サービス」という。この場合において、基準該当居宅サービスには、川崎市基準該当居宅サービス事業者及び基準該当居宅介護支援事業者の登録に関する規則（平成12年川崎市規則第1号）の規定に基づき市長の登録を受けた事業者により提供されるもののほか、他の市区町村において基準該当居宅サービスとして認められているもので市長が認めるものを含む。）を受けた場合であって、当該居宅サービスの利用後に速やかに要介護認定等の申請を行い、要介護認定等を受けたとき。
- (2) 転入等により被保険者資格を取得した居宅要介護被保険者等が、転入の届出等の遅延により要介護認定等の有効期間が始まる前に居宅サービスを受けた場合であって、必要と認めたとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、居宅要介護被保険者等が、要介護認定等の申請を行う前に居宅サービスを受けた場合であって、市長が特に必要と認めたとき。

2 前項の規定により支給する特例居宅介護サービス費等の額は、当該特例居宅介護

サービス費の支給に係る居宅サービスの利用後に受けた要介護認定等による要介護状態区分等に応じ、川崎市介護保険条例施行規則（平成12年川崎市規則第57号。以下「施行規則」という。）第8条又は第11条の規定に基づき決定するものとする。
（特例施設介護サービス費の支給）

第4条 区長は、次の各号に掲げる場合には、法第49条第1項第1号の規定により、要介護被保険者に対し、特例施設介護サービス費を支給するものとする。

- (1) 要介護被保険者が、緊急の理由により、要介護認定の申請を行う前に、指定施設サービス等を受けた場合であって、当該指定施設サービス等の利用後に速やかに要介護認定の申請を行い、要介護認定を受けたとき。
- (2) 転入等により被保険者資格を取得した要介護被保険者が、転入の届出等の遅延により要介護認定の有効期間が始まる前に指定施設サービス等を受けた場合であって、必要と認めたとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、要介護被保険者が、要介護認定の申請を行う前に指定施設サービス等を受けた場合であって、市長が特に必要と認めたとき。

2 前項の規定により支給する特例施設介護サービス費の額は、当該特例施設介護サービス費の支給に係る指定施設サービス等の利用後に受けた要介護認定による要介護状態区分に応じ、施行規則第10条の規定に基づき決定するものとする。

（特例特定入所者介護サービス費等の支給）

第5条 区長は、次の各号に掲げる場合には、法第51条の4第1項又は法第61条の4第1項の規定により、要介護被保険者又は要支援被保険者（以下「要介護被保険者等」という。）に対し、特例特定入所者介護サービス費又は特例特定入所者介護予防サービス費（以下「特例特定入所者介護サービス費等」という。）を支給するものとする。

- (1) 要介護被保険者等が、緊急の理由により、要介護認定等の申請を行う前に、特定介護サービス又は特定介護予防サービス（基準該当居宅サービスに係るものを含む。以下「特定介護サービス等」という。）を受けた場合であって、当該特定介護サービス等の利用後速やかに要介護認定等の申請を行い、要介護認定等を受けたとき。
- (2) 転入等により被保険者資格を取得した要介護被保険者等が、転入の届出等の遅延により要介護認定等の有効期間が始まる前に特定介護サービス等を受けた場合であって、必要と認めたとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、要介護被保険者等が、要介護認定等の申請を行う前に特定介護サービス等を受けた場合であって、市長が特に必要と認めたとき。

2 前項の規定により支給する特例特定入所者介護サービス費等の額は、施行規則第10条の2又は第12条の2の規定に基づき決定するものとする。

（特例地域密着型介護サービス費等の支給）

第6条 区長は、次の各号に掲げる場合には、法第42条の3第1項又は法第54条の3第1項の規定により、要介護被保険者又は要支援被保険者（以下「要介護被保険者等」

という。)に対し、特例地域密着型介護サービス費又は特例地域密着型介護予防サービス費(以下「特例地域密着型介護サービス費等」という。)を支給するものとする。

- (1) 要介護被保険者等が、緊急の理由により、要介護認定等の申請を行う前に、指定地域密着型サービス又は指定地域密着型介護予防サービス(以下「指定地域密着型サービス等」という。)を受けた場合であって、当該指定地域密着型サービス等の利用後速やかに要介護認定等の申請を行い、要介護認定等を受けたとき。
- (2) 転入等により被保険者資格を取得した要介護被保険者等が、転入の届出等の遅延により要介護認定等の有効期間が始まる前に指定地域密着型サービス等を受けた場合であって、必要と認めるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、要介護被保険者等が、要介護認定等の申請を行う前に指定地域密着型サービス等を受けた場合であって、市長が特に必要と認めるとき。

2 前項の規定により支給する特例地域密着型介護サービス費等の額は、施行規則第8条の2又は第11条の2の規定に基づき決定するものとする。

(委任)

第7条 この要綱に定めのない事項は、健康福祉局長が定める。

附 則

この要綱は、平成13年4月27日から施行する。

附 則 (平成17年9月30日・17川健介保816号・健康福祉局長専決)

この要綱は、平成17年10月1日から施行する。

附 則 (平成18年4月1日・18川健介保308号・健康福祉局長専決)

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年7月1日・2川健介保657号・健康福祉局長寿社会部長専決)

この要綱は、令和2年7月1日から施行する。